

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第三十六號

昭和二十二年六月鳥取縣規則第六號林産物検査手数料規則中の一部を次のように改め昭和二十二年十月十日からこれを施行する。

昭和二十二年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條中「木炭検査規則第四條」を「薪炭検査規則第二條」に「但し木材検査の手数料（一）申出毎）及び木炭検査の手数料（一俵毎）に一錢未満の端數を生じたときはこれを切捨てる」を「但し検査手数料（木材並びに薪炭）に普通薪にあつては二申出毎に木炭並びに瓦斯用薪については一俵毎に拾錢未満の端數を生じたときはこれを拾錢に切上げる」に「三、木炭の疵に於いて金

昭和二十二年 九月三十日
第千八百四十七號

火 曜 日

本報ノ大キサハ規定欄ニ示スル

拾錢但し粉炭は二〇疋について金四錢とする」を「三、木炭一五疋について金壹圓、但し粉炭は一〇疋俵及び十五疋俵については各一俵について金五拾錢、二〇疋俵については一俵について金七拾錢、三〇疋俵については一俵について金壹圓」に改め四、及び五として次の通り加ふる。

一四、普通薪 一層積石について 金七拾錢
 一五、瓦斯用薪 一八貫について 金七拾錢

第二條中「木材検査申告書」の次に「及び普通薪申告書」を加えては薪炭検査規則第五條の薪炭検査申告書」を加え「木炭」の次に「並びに瓦斯用薪」を加ふる。

第三條中「藤田納吏」を「田納長」に「鐵馬色」に「黃色、四錢紫色、五錢藍色」を削り「五拾錢藍色」の次に「七拾錢紫色」を、「一圓鼠色」の次に「一圓三拾錢藍色」「貳圓黄色」を夫々加ふる。

鳥取縣公報 毎週 曜日 發行 休 日 土 日 祭 日
昭和二十二年 九月三十日 (昭和二十二年 九月十五日)
第千八百四十七號 (第三種郵便物認可)

第十五條の次に附則として次の一條を加える。

第十六條 本規則改正によつて廢止された一錢、二錢、四錢及び五錢の各券についてはその効力は十月九日までとし元賣捌人及び小賣人の責務を兼ねたものはこの規則改正の日から一ヶ月以内に返還することができらる。

鳥取縣薪炭検査規則第三十七號

鳥取縣薪炭検査規則を次のように定める。

昭和二十二年九月三十日

鳥取縣知事 西 愛 治

鳥取縣薪炭検査規則

第一章 検査

第一條 本縣において生産された木炭又は普通薪(元口八分未満の柴薪、長さ八寸未満の木屑、木根及び瓦斯用薪を除く以外の薪及び瓦斯用薪の原木)及び瓦斯用薪はこの規則によつて検査を受けなければならない。但し次の各號の二に該当するものはこの限りでない。

- 一 博覽會、共進會、品評會その他これに類するものに出品するもの
 - 二 災害、救恤、學術研究その他これに類する特殊の目的に供するものであつて知事の許可を受けたもの
 - 三 國又は縣が生産したことの確證ができたもの
 - 四 自己又はその家族の勞力で居住市町村内において木炭又は普通薪を生産する者が自己の家庭用又は農工業用として消費するもの
- 縣外で生産された木炭又は普通薪及び瓦斯用薪であつても、その縣外で生産されたことが確證できないものは、本縣で生産されたものとみなす。
- 第一項第二の許可を受けようとする者は、様式第一號の申請書を所轄地方事務所長を経由して知事に提出しなければならない。
- 第二條 検査を受ける者は別に定める規程によつて手数料を納付しなければならない。但し第十二條の再検査を受けるもの又は瓦斯用薪原木として認められるものはこの限りでない。

第三條 検査に定められた規程によつて薪炭物検査委員(以下検査吏員という)が行う。

第四條 検査記録簿、選別、量目、形量、包装、結束及検査品質についてこれを行う。

第五條 検査を受け運送者又は積載者による申告書を生産地検査検査吏員に提出しなければならない。

第六條 検査は検査吏員の擔當區域内における検査申告者の居宅、工場、倉庫その他これに準ずる場所において申告の順序に及びこれを行う。但し第七條の受檢地を変更するとき、又は検査吏員が必要と認めるときは、申告の順序を変更し検査期日、場所を指定することがある。

第七條 特別の事由によつて検査吏員の擔當區域外で検査を受けようとするときは、様式第三號による受檢地變更願を生産地検査検査吏員に提出し承認を受けなければならない。

前項の書類には、受檢地検査検査吏員に提出する申請書を添付しなければならない。

第八條 検査を受ける者又はその代理人は検査に立會し検査吏員の指圖に従ふなければならない。

第九條 検査を受ける者は受檢前線現場を検査に便なように配列しておかなければならない。

本表及び瓦斯用薪にあつては、別に定める荷票に住所氏名を記入してこれを俵口繩に結んでおかなければならない。但し包装しない瓦斯用薪にあつては貨車若しくは貨物自動車毎に集積し別に定める木札に荷票を貼附し住所氏名を記入して集積場の見易いところにおかなければならない。

第十條 検査を終了したときは、検査吏員は木炭及び瓦斯用薪にあつては、荷票に附した針金を折返して證箋を貼附しこれに認印を押捺して荷票には木炭にあつては炭種、稱呼及び検査年月日、瓦斯用薪にあつては検査年月日を表示した別に定める検印を押捺しなければならぬ。但し包装しない瓦斯用薪にあつては、検印を押捺し検査數量を併記しなければならない。

掘新に於て一棚につき十箇所木口を押捺しなければならぬ。

第十一條 次の各號の一に該當するときは、検査を行わぬことがある。

- 一 規格によらぬもの
- 二 乾燥不充分なもの
- 三 灰雜物を混入したもの
- 第十四條 検査済の木炭、普通薪及び瓦斯用薪で次の各號の一に該當するとき又は検査吏員が再検査を要求した場合に更に検査を受けなければならない。
 - 一 検印の明瞭でないもの
 - 二 包装を破損若しくは変装したもの
 - 三 検査證書を破損若しくは失したもの
 - 四 形状並びに品質を著しく損じたもの
- 第十五條 積替、運搬、秤量、解装、解束その他検査を行うために要する費用は、検査を受ける者の負擔とする。
- 第十六條 検査吏員がその職務を行うに當り別表に定め

る検査吏員證を携帯しなければならない。

第二章 取 締

第十五條 第一條第一項第一號の出品物を生産し又は取扱う者は、その種別、數量、送付先及び出品所在地を同條第四號に該當する木炭又は普通薪を生産した者はその種別、數量、現品所在地を検査吏員に届出でなければならぬ。

第十六條 この規則に基いて制定された規程による證書、荷票及び検印を偽造したもの、又は類似のものを使用する者は罰せられる。

第十七條 検査吏員は取締に必要であると認めるときは居室、倉庫その他木炭又は普通薪及び瓦斯用薪の所在する場所に臨検し積替、解装、保管及び運搬の停止を命じ必要な書類その他物件の提示を要求することができる。

第十八條 運搬業者又は運搬取扱者は次の各號の一に該當する木炭又は普通薪及び瓦斯用薪の運送の取扱をするとき及びできない。但し第一條第一項第四號によるも

の及び第...によつて承認を受けたものはこの限りでない。

- 一 検査不済のもの
- 二 前條の規定により保管又は運搬停止を命ぜられたるもの
- 第十九條 検査吏員は検査を受ける木炭又は普通薪及び瓦斯用薪並びに検査済の木炭又は普通薪及び瓦斯用薪の運搬若しくは貯蔵する者にたいして、雨雪を防止する設備を命ずることがある。
- 第二十條 この規則に基いて検査又は處分にたいし不服のある者は書面を以つてその理由を明かにして知事これに申し出ることが出来る。

附 則

この規則は昭和二十二年十月十日からこれを施行する。昭和二十二年五月鳥取縣規則第十號鳥取縣木炭検査規則はこの規則施行の日から廢止する。

様式第一號(第一條 第一項、第二號)

薪炭検査除外許可申請書

品名	數量	所在場所	送付場所	理由又は目的
居石				

右の通り検査除外せられたく申請します。

年 月 日

住 所 氏 名 印

様式第二號(第五條)

薪炭検査申告書

現品所	形量又は	検査手数料	検査受
在町	正味	單位金額	所希望
品種	數量	場	摘要
居石			

右検査申告書は検査日から申告します。

第二號様式

薪 査 査 績 簿

月分 (昭和 年度)

種 別	町 村	合 計	内 容	
			検査料を徴収したもの	検査料を徴収しな
普 通 薪	東 新			
	棚 新			
	堅 雑 松 計			
	堅 雑 松 計			
瓦 斯 用 薪	包装した			
	包装しな			
合 計				

第二號様式

査 査 報 告 書

月分 駐在所林産物検査吏員

種 別	町 村	合 計	内 容	
			検査料を徴収したもの	検査料を徴収しな
普 通 薪	東 新			
	棚 新			
	堅 雑 松 計			
	堅 雑 松 計			
瓦 斯 用 薪	包装した			
	包装しな			
合 計				

鳥取縣訓令甲第四十九號

各地方事務所長

昭和二十二年七月鳥取縣訓令甲第三十號林産物検査施行手續の一部を次のように改め昭和二十二年十月十日からこれを施行する。

昭和二十二年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 第一條、第二條、第五條、第六條、第九條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第各條中「木炭」とあるを「薪炭」に改める。

第五條中「第一條」の次に「第一項」を加える。

第七條第二項中「前項の外」の次に「普通薪、包装しな

瓦斯用薪及び」を加える。

附表第三號様式の次に左を挿入する。

様式第三號 (第七條)

薪炭受檢地變更願

品 種 形 量 又 は 正 味 量 目 録 量 在 貨 場 所 及 受 檢 場 所 及 發 送 月 日 び 到 着 月 日 事 由

右の通り受檢地を變更したいから検査申告書を添付御願ひします。

年 月 日

住 所

氏 名

知 事 宛

鳥取縣知事 西 尾 愛 治 様

附表第五號様式木炭の部を次のように改める。

第五號様式

月	日	白炭		黒炭		松炭	粉炭	合計	受検者	
		堅	雜	堅	雜				住所	氏名
合計										
内	査料を徴したものを									
	査料を徴しなものを									

附表第五號様式の次に左を挿入する。

第五號様式

月	日	普通薪		新薪		合計	瓦斯用薪		受検者	
		東	新	松	松		包装したもの	包装しないもの	住所	氏名
合計										
内	査料を徴したものを									
	査料を徴しなものを									

鳥取縣告示第四百二十八號

昭和二十二年四月厚生省令第十號「飲食物其他ノ物品取締ニ關スル法律」及び「有毒飲食物等取締令」の施行に關する件第二條の規定により食品衛生監視員の證を次のように交付した。

昭和三十二年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百二十九號

昭和三十二年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職名 氏名 番號 交付年月日

鳥取縣技術員技師 河本忠 第二十號 昭和二十二年九月二十六日

鳥取縣告示第四百三十號

昭和二十二年秋期鍼灸術按摩術試驗を次のように施行する。

昭和二十二年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百三十一號

昭和三十二年四月鳥取縣告示第四百十四號中米子勞政事務所の位置を次のように變更する。

昭和三十二年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00373

昭和二十二年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

各 記 稱 位 置
鳥取縣米子勞政事務所 米子市加茂町

鳥取縣告示第四百三十二號

鳥取縣薪炭検査規則第三條による規格並びに第九條による木炭、瓦斯用薪の荷票及び木札、第十條による検印、第十四條による検査更眞證を次のように定む昭和二十二年十月十日からこれを施行する。

昭和二十二年九月三十日 告示

鳥取縣薪炭検査規則第三條規格

- 一 木炭(別紙により登載)
- 二 薪

鳥取縣薪炭検査規則第九條木炭及び瓦斯用薪荷票雛形



鳥取縣 郡 村
生産者 氏 名

木札雛形

二二二二

荷票貼付場所

鳥取縣 郡 村
生産者 氏 名

厚さ〇、五種以上任意

鳥取縣検査規則第十條

木炭検印雛形



徑四種

00374

00300

普通薪検印雛形



徑二種

瓦斯用薪検印雛形



徑四種

鳥取縣薪炭検査規則第十四條 検査更眞證雛形

昭和二十二年七月鳥取縣告示第二百八十一號中木材検査規則第十五條検査更眞證雛形による

一、木炭

炭種	白炭	黒炭	松炭	粉炭
種類	堅	堅	雑	粉
呼稱	かじ類、くぬぎ、あべまき、へで、みづめ、さだ、いす、つばき	かじ類、くぬぎ、あべまき、へで、みづめ、さだ、いす、つばき	かじ類、くぬぎ、あべまき、へで、みづめ、さだ、いす、つばき	針葉樹類
選別	三節目の	三節目の	三節目の	三節目の
量正	一 疋	一 疋	一 疋	一 疋
目味	俵、袋	俵、袋	俵、袋	俵、袋
材料	丸、角	丸、角	丸、角	丸、角
形状	丸、角	丸、角	丸、角	丸、角
長さ	五〇	五〇	五〇	五〇
細掛その他	丸、角、俵、袋、各、以、之、	丸、角、俵、袋、各、以、之、	丸、角、俵、袋、各、以、之、	丸、角、俵、袋、各、以、之、

備考一 白炭と黒炭の識別が明かでないものは、黒炭と見做す。二 品質粗悪品は格外炭とし包装は任意とする。

